

西当別支所に関するお知らせ

太美出張所を閉所します

太美出張所は、西当別支所への移転作業に伴い、6月27日(木)17時に閉所し、西当別支所は7月1日(月)8時45分に開所します。なお、取扱業務は太美出張所から業務を拡大することで準備を進めています。

西当別支所の内覧会を行います

西当別支所の完成を広く知っていただくため、内覧会を行います。なお、予約は不要です。

日時 6月23日(日)9時～17時 **問** 西当別支所開設準備室 (☎ 23 - 2330)

水道メーターの取り替えについて

水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められており、町で期間満了までに取り替えを行っています。

取り替えの対象となる方にはハガキで通知し、町が指定した業者が作業を行います。留守中に作業を行う場合もありますので、水道メーターボックスの上に物を置かない等、ご協力をお願いします。取り替えにかかる費用負担はありません。

なお、上下水道課等の行政機関を名乗る悪質業者の訪問には、十分にご注意ください。

問 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

価格高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の返送はお早めに

令和6年4月12日付けで、対象者の方へ価格高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件確認書を送付しております。まだ返送をしていない方は、お早めに手続きをお願いします。

期限 6月28日(金) **問** 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たす薬です。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

処方希望される場合は、病院・診療所・保険薬局等で医師や薬剤師にその旨を伝え、よく相談してください。切り替えの意思を伝えることが出来るよう、「ジェネリック医薬品希望シール」を住民課窓口に設置しています。

町の国民健康保険被保険者の方には年に3回、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額を通知しています。通知対象月の処方実績やジェネリック医薬品への切り換えによる効果の目安となりますので、ご確認ください。

問 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

広 告

広 告

広 告

広 告

お知らせ

当別町議会 6月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。日程は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

議会事務局総務係
(☎ 23 - 3247)

町議会 HP →



日にち	時間	場所	会議名	内容等
6月7日(金)	10時	議場	議会運営委員会	理事者の説明
6月14日(金)	13時	議場	本会議	報告
6月17日(月)	13時	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
6月18日(火)	13時	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
6月19日(水)	10時	議場	本会議	一般質問
6月20日(木)	10時	議場	本会議	一般質問
6月21日(金)	10時	議場	本会議	議案審議

光回線をご利用ください!

令和4年度に町による光回線の整備が行われ、以下の地域で光回線の利用が可能となりましたので、スマート農業、テレワークなどにご活用ください。

利用をご希望の際は、光コラボレーション事業者またはNTT東日本へお申込み・ご契約ください。なお、利用に係る費用はご契約者の負担です。

地域 中小屋、東裏、蕨岱、川下右岸、川下左岸、当別太、上当別、若葉、下川町、茂平沢、金沢、青山
問 デジタル都市推進課デジタル都市推進係 (☎ 23 - 3767)

証明書のコンビニ交付サービスを休止します

システム作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時休止します。詳しくは、町ホームページ(下記QRコード)をご確認ください。

対象 ①住民票の写し、②印鑑登録証明書 **日時** 6月8日(土)終日 **問** 住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)



コンビニ交付サービスの
休止予定について→



←コンビニ交付サービスとは

広告

広告

広告

先進医療を用いた不妊治療費の一部を助成します

助成対象者

婚姻されている方（事実婚関係にある方も含む）で、夫婦のいずれかが町に住民登録をしている方。

また、町民税等滞納がなく、他の市区町村で同様の助成を受けていない方。

対象となる治療

令和5年4月以降に、医療保険適用の不妊治療と併用して実施された医療保険対象外となる先進医療に係る治療。詳しくは、右記QRコードをご確認ください。



助成額

1回の治療あたり、自己負担額の7割（上限3万5,000円）

助成回数の上限

治療開始日の妻の年齢が40歳未満の方は6回、40歳から43歳未満の方は3回。

申請方法（提出先は健康推進係）

治療終了後に、申請書と治療した医療機関が発行した受診等証明書を提出ください。そのほか、条件によって申請に必要な書類がありますので、健康推進係まで問合せください。申請書と受診等証明書の様式は町ホームページからダウンロードできます。

問 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

当別町健康福祉出前講座をご利用ください

病院の医師、大学の教授、NPO法人の職員や町職員などが講師となり、ご希望の場所に出向いて健康づくりや福祉、生活に関する情報などの講座を行います。講話以外にも、体を動かす体験型の講座や、レクリエーションなどに使えるグッズのレンタルも行っています。

5人以上集まれば誰でも利用できますので、町内会や高齢者クラブ、PTA事業、友人同士などで気軽にご利用ください。ただし、営利目的でのご利用には応じられません。

詳しくは、健康推進係まで問合せください。

実施までの流れ

①希望の講座を選ぶ（令和6年度は49講座）

講座内容は、町ホームページまたは「令和6年度 当別町健康福祉出前講座」冊子で確認できます。冊子は、役場・ゆとろ・西当別コミュニティーセンター・総合体育館などに設置しています。

②希望講座の問合せ先へ連絡し、申請書を提出して申込む

③講座開催

④講座開催後、利用した講座の問合せ先へ持参、メール、FAXにて実施報告書を提出する。

料金 無料（一部の講座は除く） **問** 保健福祉課健康推進係（☎23-4044、FAX25-5018、mail:hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp）

広 告

広 告

広 告